

○経済産業省告示第五十八号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十二条の二第一号ロ及びハ、第二号ロ並びに第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件、第一号ハ及び第二号ロの機械器具並びに第一号ニ及び第二号ハの算定方法等並びに第五十三条第二項第五号の頻度に関する告示）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十二日

経済産業大臣 林 幹雄

第一条第一項中「電気主任技術者免状」の下に「又はダム水路主任技術者免状」を加え、同項に次の一号を加える。

四 第一種ダム水路主任技術者免状又は第二種ダム水路主任技術者免状の交付を受けている者 一年

第二条中「第二号ロの機械器具」の下に「のうち電気管理技術者及び電気保安法人に関するもの」を加え、同条に次の一項を加える。

2 規則第五十二条の二第一号ハ及び第二号ロの機械器具のうちダム水路管理技術者及びダム水路保安法人

に関するものは次の各号に掲げるものとする。

ただし、保安管理業務を実施する事業場の設置者がこれらの機械器具を当該事業場に備え付けている場合にあっては当該機械器具を、委託契約の相手方又は当該事業場の設置者が必要な場合に使用し得る措置を講じている場合にあっては第五号から第七号に掲げる機械器具をそれぞれ除くものとする。

- 一 巻尺
- 二 すきまゲージ
- 三 ハンマー
- 四 漏水計量器
- 五 膜厚計
- 六 超音波厚さ計
- 七 振動計

第四条に次の一号を加える。

- 十三 水力発電所の水力設備については毎月一回以上

附 則

この告示は公布の日から施行する。